

真心の園ショートステイ利用料金表(3割負担)

令和8年6月1日から

A					B			C			介護職員処遇改善加算（Ⅰ口）
1日当たり	基本サービス費	看護体制加算 サービス体制加算 夜勤職員配置加算	利用日数		生産性向上推進体制加算（Ⅰ）		送迎 片道 184円				
要介護1	2,112	144	× 利用 日数	+	300	+	× 送迎 回数 （C）	+	(A)+(B)+(C)の 17.6%		
要介護2	2,316	144									
要介護3	2,541	144									
要介護4	2,754	144									
要介護5	2,961	144									

加算の内訳

- ・看護体制加算（Ⅰ及びⅡ）12単位
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）18単位
- ・夜勤職員配置加算（Ⅱ）18単位
- ・生産性向上推進体制加算(Ⅰ)100単位/月
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）17.6% ※

※介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）は所定単位数(A+B+C)に17.6%を乗じた単位

1日当たり	食費	居住費	小計
第1階層	300	880	1,180
第2階層	600	880	1,480
第3階層①	1,000	1,370	2,400
第3階層②	1,300	1,370	2,830
第4階層	1,445	2,066	3,611

朝食 262円 昼食 607円 夕食 576円

- （第1階層）＊市町村税非課税世帯であり、高齢福祉年金受給者・生活保護受給者
（預貯金 単身:1,000万円 夫婦:2,000万円以下）
- （第2階層）＊市町村税非課税世帯であり、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円未満の方
（預貯金 単身:650万円 夫婦:1,650万円以下）
- （第3階層①）＊市町村税非課税世帯であり、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
（預貯金 単身:550万円 夫婦:1,550万円以下）
- （第3階層②）＊市町村税非課税世帯であり、年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方
（預貯金 単身:500万円 夫婦:1,500万円以下）
- （第4階層）上記以外の方

※上記階層は介護保険課へ申請することで認定されます。
認定を受けられた方は必ず利用時に提示をお願いします。

ご不明な点がございましたら、お電話下さい。